

市長の政治姿勢について

① シリア問題について

2020年オリンピックの東京招致が決定しました。

オリンピックの開催には、何よりも、日本と世界の平和が前提となります。

ところが、今、日本は、シリア問題でも、憲法問題でも、きわめて憂慮すべき状況であると言わざるを得ません。

シリアでは、破滅的な内戦が続き、10万人以上が命を落とし、宗派間の緊張激化、地域全体の不安定化が作り出されています。その上、化学兵器の使用と見られる痛ましい犠牲が生まれています。

誰によるものであれ、いかなる理由であれ、化学兵器の使用は国際法に違反する重大な残虐行為であり、断じて許されるものではありません。

国際社会が一致して、国際的警察力で犯行者を逮捕し、紛争事態を関係者の話し合いの積み重ねで解決しなくてはなりません。

ところが、米国などは、軍事攻撃をおこなう構えを見せています。

国連安保理の決議もないまま一方的に軍事攻撃を強行することは、明白な国連憲章と国際法違反であります。

日本では自民党の石破茂幹事長が、8月31日、シリアによる化学兵器使用の確証が得られれば、米国の軍事介入を支持すべきだとの考えを示し、安倍首相が米国を支持する選択をすれば、自民党として支えるのは当たり前だと、きわめて危険な意見を表明しました。

この姿勢は、2003年のイラク戦争の教訓を踏まえず、国際的孤立を深める道であります。

軍事介入支持を急ぐその先には、米国と肩を並べて戦争する国となることを狙うものであり、絶対に許すことはできません。

政府に対して、国際法の順守と、憲法9条を持つ国として、紛争の平和解決に積極的な役割を果たすよう、表明されることを求めるものです。ご所見をお示しくください。

自民党政府の、憲法 9 6 条や 9 条の改訂、集団的自衛権の確保への動きと軌をいつにして、全国では、国民と自衛隊の接触機会を図る動きが出ているとのことです。

福山市では、市老連 5 0 周年行事に陸上自衛隊音楽隊を招き、記念演奏会を行うとのことで、会員が衝撃を受けているとのことです。

老人クラブ会員の中には、未だ癒されない戦争の大きな傷跡を抱えている方も多く、「自衛隊音楽隊の記念演奏は取りやめて欲しい」との声が上がっています。

今日の自衛隊は、憲法 9 条から大きく逸脱し、世界有数の軍事力となっています。

福山市は 1 9 8 4 年「平和非核都市福山宣言」を行っている自治体です。

市老連は福山市から補助金も出ている社会福祉団体です。市として、市老連役員との話し合いを行い、自衛隊音楽隊の参加を中止することを求めるものです。

以上についての、ご所見をお示してください。

② 消費税について

安倍政権がねらっている、来年４月からの消費税増税についての「集中点検会合」が終わり、甘利経済財政政策担当相が３日、安倍首相に報告書を提出しました。６０人の有識者からの聞き取りは、予定通りの増税実施を支持する意見が多数だったといえます。

しかし、６０人の大半は、財界関係者や政府と民間のエコノミストです。消費者や中小企業の代表はごく一部で、とても国民世論を反映したとは言えません。

国民世論は、約７割が引き上げに反対・及び慎重の立場で、政府の「集中点検会合」の結果との乖離は明らかです。

「アベノミクス」は金融を活発にすることで消費者物価の「２％上昇」を目標としていますが、実際に起きているのは、収入が増えないのに円安などで石油製品の価格や生活必需品の値上げが相次ぐ、生活破壊の物価上昇です。

こうしたなかで消費税を増税し、国民から購買力を奪えば、経済も暮らしも致命的な打撃を受けるのは明らかです。

消費税の税率を５％から８％に引き上げれば、国民負担は約８兆円増えます。

再来年１０月から予定されている１０％への引き上げとあわせれば１３・５兆円の負担増で、国民生活は壊滅的打撃を受けます。

ばく大な負担増を、法律が成立しているというだけで、わずか６０人からの聞き取りや、短期間の経済動向だけで決めてしまおうというのは無謀のきわみです。

福祉財源の確保は、消費税ではなく、他の分野に求めるべきです。

財務省が３日に公表した「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を元に、試算すると、租税特別措置と法人税率引き下げの是正によって、計８兆円の財源が生まれます。

更に、株の売却益や配当に対する定率課税の是正によって２兆円を超える財源が生まれます。消費税の増税は必要ありません。

国に対し、来年４月からの消費税増税を中止するよう、強く求めて下さい。ご所見をお示しください。

また、１９８９年の消費税増税以後、国の税収は落ち込み、消費税増税が経済事態も落ち込ませることが明らかとなっています。

実際、１９９７年に消費税の税率が３％から５％に引き上げられた時、回復しかけた景気に冷や水をあびせ、国民の購買力も低下し、長期にわたる不況を引き起こしました。

今回は、国民所得の落ち込みが続いており、国民生活と経済への打撃はより深刻になるとの声が強まっています。

福山市においても、１９９７年度現年分個人市民税の収入額は１７７億４０８５万３０００円、１９９８年度１５８億７９７万８０００円、１９９９年度１５５億６０７２万７０００円、２０００年度１４５億９４６６万１０００円と、消費税率引き上げを境に落ち込んでいます。

市長は、今後の消費税増税の福山市における地域経済への影響や、税収について、どのように見通しておられるのか、ご所見をお示してください

競馬場跡地利活用について

福山市は、２０１３年３月に廃止した福山市営競馬事業の跡地の利活用について、６月に基本的考えを示しました。

基本的考えを踏まえ、学識経験者、経済界、各種団体からの推薦、市民公募を含めて構成される検討懇話会や、議員で構成する特別委員会、３０００人の市民にアンケートを行うなど市民意見も聞く中で、跡地利用の基本構想を、今年度中に策定するとしています。

競馬場跡地の利活用について、８月の議会報告会や地元町内会からも、民間に売却する商業施設建設は行わないよう求める声が出ています。

また、わが党が行っている跡地利活用についてのアンケートでも商業施設建設を求める声は少なく、高齢者や子どもたち若者が集える公園の建設を求める声が多く寄せられています。

福山市の公共的な土地利用という基本的考え方を堅持することを求めるものです。
ご所見をお示しくください。

15万4185㎡という広大な敷地面積の活用について、広く市民意見を聞くことは、市民参加の市政、市民との協働を進め、よりよい計画につながるものです。

さらに、アンケートの対象の拡大、シンポジウムの開催、市のホームページに意見をきくコーナーを設けること、また、基本構想についてパブリックコメントの実施や、基本計画についても多くの市民から意見を聴取するよう求めるものです。ご所見をお示しくください。

国民健康保険について

国民健康保険の広域化について伺います。

2010年、国会で国民健康保険法の改低が行われ、都道府県が市町村国保の広域化方針を策定できることとし、方針には「医療費の適正化」「保険料の納付状況の改善」の具体策を盛り込むようにしました。

その後、国保広域化に向けて、次々に制度改定を行っています。

2011年、国保税の「所得割」の計算方式を「旧但し書き方式」に統一し、2012年「保険財政共同安定化事業」対象を、すべての医療費に拡大して恒久化しました。この事で、国保広域化に大きく進みました。

広域化すれば、市町の一般会計からの法定外繰り入れはできず、大幅な国民健康保険税の増額や、市町で行われていた、独自の減免を行なえず加入者負担がさらに強まる事や、高い国保税が払えない加入者が増加し、これまでの身近な自治体から、広島県が目指す広域連合という市町から独立したものでは、厳しい取り立てや差押えが横行する懸念が出てきます。広域化の影響についてお示してください。

今年４月１日、広島県国民健康保険広域化等支援方針が施行されました。

広域化推進のため、市町相互間の連絡調整をする連携会議が設けられ、支援方針には、意見集約できた項目を記載しています。

福山市は、県からの意見聴取に、どのような見解を述べたのかお示しく下さい。

また、国民健康保険制度の創設により、国民皆保険制度が確立しましたが、１９８４年の国保法改悪を皮切りに、医療費に対する国庫負担率が引き下げられてきました。

今日まで国庫負担率は、下がり続けていますが、１９８４年当時と現在の国庫負担割合についてお示しく下さい。

また、この５年間の法定外の一般会計繰入額についてもお示しく下さい。

資格証明書発行について伺います。

資格証明書は、現在少なくなったとはいえ、7月末時点で618世帯に発行されています。

これまでの答弁では、資格証明書は、滞納している被保険者にハガキや電話・訪問を行っても、納税相談に来庁しない方、連絡のない方を悪質滞納者と判断して発行しているとのことでした。

しかし、ある被保険者は、国保税を払う事が出来ず、「ハガキによる督促の通知がきたが、納税することが困難なため連絡できなかった。電話や訪問も受けていなかった」との事です。

「家賃を払い生活するだけで手一杯だった。国保税を払う事が出来なかった。」「病気になっても、資格証明書では全額払わなくてはならず、我慢していた」との事でした。

その後、ストレスによるうつ病、心臓病、足に浮腫が出来るなど仕事が出来ない状況にまで陥っていました。

この人を悪質滞納者と判断し、資格証明書を発行していたわけです。

国保証があれば、早く受診し治療を受けるこ

とで、仕事を継続することも出来たと思われます。

被保険者から連絡がない事を持って、悪質滞納者と判断することは間違いです。

面談できるまで訪問し、懇切丁寧な相談に当たるべきです。

資格証明書発行は、厳に行わないことを基本に、悪質滞納者都確認できるもの以外は、保険証を交付することを求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

建設・都市行政について

① 神辺川南区画整理事業について

2012年1月29日、当区画整理事業に関する審議会委員選挙がおこなわれ、事業反対の委員5名が当選しました。

3月19日の第1回審議会は、審議に入る前に「住民の7割が当事業に賛成と言うのは、事実と反している。」「7割の根拠を示せ。」「7割の賛成をねつ造して、事業を進めることは許さない」などの意見が続出し、約2時間、紛糾したとのことあります。

この審議会では、議長の選出のみを行っています。

続く7月18日の第2回審議会では、事業者から「換地計画のための測量をさせて欲しい」との説明がされたが、「地権者合意の出来ていない事業は認められない」との声が強く、評価委員の選任に至らず、継続審議となっております。

その後、1年以上、審議会は開催されず、9月2日に第3回目の審議会が開催されておりますが、そこでも、「市が7割の地権者が賛成と言っていることは信用できない」「地権者合意のない当事業は、白紙撤回を」との意見が噴出し、今

回も評価委員の選出は行われませんでした。

このような、住民合意の得られない事業をいつまでも強行しようとすることは、当該区域のまちづくりを遅延させ、地域住民を疲弊させるものです。

区画整理事業は白紙撤回し、必要な道路は、用地買収方式での建設に転換するよう市長の英断を求めるものです。ご回答ください。

また、当事業の進捗に関わらず、下水道整備や生活道路の拡幅、水路への蓋掛けなど、生活環境整備をすすめることを求めるものです。

ご所見をお示しくください。

② スマートインターチェンジと生活道路整備について伺います。

8月26日、建設水道委員会に、スマートインターチェンジ計画に関する報告が行われました。

この事業には、4つの区画の県道、市道の整備が含まれています。その中の、市道津之郷瀬戸幹線の拡張整備について、7月11日、小森・谷尻町内住民に対する説明会が行われました。

道路の設計について、市は、片側3メートルの

2車線と片側に2・5メートルの歩道を設置する計画を説明しました。

この説明に対して、参加者から、「2006年、津之郷町住民は、通学路や高齢化する住民の安全確保のため、JR線谷尻踏切の拡幅と歩道の設置について要望書を提出した。

地元要望は、踏切の拡幅と通学路の安全が原点である。安全な生活道路と言う原点で対応していただきたい。」旨の声があげられました。

また、「スマートインターチェンジについては、賛成の者も、反対の者もいるが、2150台も車が増えるのなら、歩道は両側につけて欲しい」との強い要望が出されました。

現状でも、12時間交通量が4887台あり、合わせて

7000台以上の激しい交通量となります。

2006年の要望書提出時より、大幅に道路環境が変わるわけですから、「原点である安全確保」の観点から、両側に歩道をつけることを求めるものです。

明快な答弁を求めます。

説明会のおわりには、「設計に今日の意見を反映

して、説明会を継続してほしい」との要望が出され、市は、「持ち帰って検討し、説明会を継続する」旨答えております。

その後の取り組みや、説明会の開催はどのように行うのか、お示しください。

スマートインターチェンジの関係では、「自動車の流入量を抑制してほしい」「アクセス道は、複数整備して、津之郷町内に自動車が集中しないようにしてほしい」との要望が出されました。この対応はどのように進めているのか、お示しください。

スマートインターチェンジへのアクセス道路のSA側道市道津之郷4号線、津之郷山守線、津之郷連絡線、山手赤坂線は、それぞれ2車線整備とされていますが、歩道の設置はどのようなのか、計画をお示しください。

少年サポートセンター開設について

福山市は、9月2日から、エフピコ RIM 福山に、少年サポートセンターを開設しました。

開設の目的の中に、青少年の非行防止などと記載されていますが、対象年齢は何歳なのか、お示しく下さい。

また、活動内容では、少年相談活動、非行少年の立ち直り支援活動、課題がある学校への支援活動、少年補導活動、その他青少年の健全育成に資する活動とありますが、どこから、相談あるいは要請を受けて、だれに対し活動するのかお示しく下さい。

青少年の非行化原因について、総務庁青少年対策本部が行った調査結果では、全体的な傾向として、①学校の授業がつまらないとするものが増加したり、不良行為体験が増加するなど好ましくない方向に向かっている要因がみられる。②非行化要因が強まった理由として、不良行為体験、学校での学習不適応が挙げられる。③喫煙、飲酒などの保護者の許容性が20年前より高くなっており、特に、40歳未満の保護者に高くなっている。との事です。

福山市での、非行要因について、どのように

把握しているのか、また非行防止に、有効な手立てをどのように考えているのか。お示してください。

少年サポートセンターは、警察関係12名が常駐する体制であり、青少年センター、教育委員会職員は随時として、その都度対応するというものです。

なぜ、このような体制としたのかその理由についてお示してください。

非行要因からみると、福祉、教育の専門家による対応こそ必要と考えますが、お考えをお示してください。

また、非行防止を図る上で、再犯防止が重要ですが、初発非行がその子にとって一過性の非行に終わるように子どもに様々なプラスの援助を与える手立てをとることが重要です。お考えをお示してください。